

2 予算特別委員会における村岡正嗣議員の質疑

部局別質疑（総務関係）3月10日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。早速質問いたします。

総務部の当初予算案における主要な施策の8ページ、税収確保対策の強化に関わり質問いたします。

個人県民税対策の推進として、県による直接徴収の実施に173万円、OJTによる人材育成道場で市町村職員等の研修に490万円が予算計上されています。

徴収と滞納者対策は重要なことですが、暮らしや営業が持続されてこそその徴税であるべきです。地方税法でも準用している国税徴収法の3本柱は、税債権の確保、私法秩序の尊重、納税者の保護です。この納税者の保護として、法は、緩和制度、換価の猶予、滞納処分の停止、超過差し押さえ及び無益な差し押さへの禁止などの諸制度を設けています。政府答弁でも通達でも、滞納処分は納税者の実情を十分に把握し、その実情に即しつつ、生活の維持、又は事業の継続に与える影響など考慮して行うべきとされています。

しかし、徴収の現場でこれが徹底されておられません。今、病気で働けなくなってしまった、失業した、売上げが激減した、様々な事情で税金を払いたくても払えない状況に陥った人は少なくありません。こうした中で、過酷な納税、差し押さえなどによって、深刻な事例も起こっています。

伺いますが、いかに徴税が必要であっても、納税者の保護について、法が定めるルールに従わなければなりません。県としてどのように徹底しているのかお答えください。

A．総務部長

納税者によりましては、財産の状況や滞納となった理由は様々でございます。そのため、県といたしましては徹底した財産調査を行いますとともに、滞納となった理由や生活状況等を把握いたしまして、滞納者の実情に即した対応を行うように心がけているところでございます。

財産調査の結果、納税資力があるにもかかわらず納税いただけない滞納者には、差し押さえなどの滞納処分を実施しております。一方、財産がない、生活困窮などの法の定める要件に該当する場合には、滞納処分の執行停止を行っております。ほかにも災害や病気などのため、納税困難になった場合にも徴収猶予や換価の猶予を検討しております。

こうした内容につきましては、研修ですとか、あるいは会議等を通じまして、県税事務所の職員に徹底しております。引き続き法にのっとった適正な対応に努めてまいります。

Q．村岡委員

具体的にお伺いします。

2014年のことで、これは新座市のミスですが、固定資産税の過大な請求が行われ、60歳代の夫婦が自宅を失った事件がありました。滞納者は低収入で、不安定ながらも、納税はギリギリまで続けていました。何とか差し押さえだけはやめて、競売はやめてほしいと市に訴えていたにもかかわらず、市は当人との面談も行わず、競売を強行、御夫婦は家を失いました。その後、過払い金が返金されても、自宅に戻ることはできません。この事件、税の算定ミスは論外ですが、根底に、納税者の保護は考えず、徴収ありきを優先した市の姿勢が、取り返

しのつかない結果を招いたのです。滞納者の個別具体的な事情を十分に把握するという点で、県として、市町村に対してどのような指導を行ってきたのか、お答えください。

A．総務部長

市町村の徴収に関しましては、県は指導するという立場ではなくて、助言、支援するという立場ということで、お答えをさせていただきたいと存じます。

市町村におきましても、滞納者の状況は様々なので、個別具体的な実情を十分に把握した上で、適切に判断して、滞納処分、滞納処分の執行停止を行っているというふうに考えております。それぞれ様々な協議会等の中でも、きちんとした、そういう処理をしていくということで、皆さんが共通の認識を持って、現在も市町村とともに業務を進めているというような状況でございます。

Q．村岡委員

しっかりやってもらいたいと思います。

私は一昨年の決算特別委員会で、本県も加盟している全国地方税務協議会での滞納整理の研修会について質問いたしました。研修資料の中に、徴収職員の心構えとして、差し押さえを武器にした強い交渉とか、差し押さえはちゅうちょするなとか、話の打ち切り方などの交渉術が列挙されていました。非常に強権的でした。生活実態を無視した徴収強化となる研修であってはならない、こうただしたことをよく覚えております。

一方、滋賀県野洲市は、生活再建支援の自治体として教訓的です。野洲市のおせっかいを強化するがその特徴ですが、年金収入しかない60代の男性が、健康保険料や公営住宅の家賃も

払えなくなった、退去を迫られる中、市がおせっかいを発揮して、サラ金に過払い金があることから、過払い金を原資に借金を完済して、生活を立て直すことができたとの一例が新聞でも紹介されました。こうした住民の生活再建を支援する、徴収の分野において支援すること、非常に私、大事と思いますが、本県ではどう取り組んでいるのか、お答えをください。

A．総務部長

野洲市の例を挙げられておりました。新聞報道等によりますと、野洲市では多重債務等で困っている市民の方がいらっしゃる場合に、各課の窓口職員が市民生活相談課へ連絡をいたしまして、市民生活相談課が相談に応じているという形で、こういう対応をされているというふうに聞いております。同様に、本県におきましても、県税事務所の窓口で多重債務者や就業等に関する相談窓口の一覧を備え付けてありまして、必要に応じて納税相談の際に御案内をするというような形で対応を行っているところでございます。

適切に対応をこれからもしてまいりたいというふうに考えております。

Q．村岡委員

私の関わった川口市の御夫婦の相談ですが、仕事上のトラブルで住民税が滞納となりましたけれども、市と協議して分割納付していたと。ところが、いきなり県へ引き継がれ、県から給料を差し押さえると言われて、障害を持った妻と2人暮らし、生活が成り立たないほどの分納額の引き上げを迫られたと。給料を差し押さえられたら会社にいられなくなってしまうということで、分納すらできなくなる。不安以上に大きな、その方は屈辱感を味わったとの訴えがあ

りました。

要求資料の6には差し押さえ件数や換価の額などが示されていますが、質問ですが、地方税法第48条によって、本県が市町村から引き継いだ個人県民税について、平成26年度の滞納引継件数、金額、差し押さえ件数、金額を端的にお答えください。

A．総務部長

個人県民税対策課長からお答え申し上げます。

A．個人県民税対策課長

平成26年度の実績を申し上げます。45の市町から626件、滞納税額にいたしまして7億7,000万円を引き継いでいるところでございます。そのうち、差し押さえ件数につきましては313件、差し押さえの滞納税額につきましては4億4,000万円ということでございます。

Q．村岡委員

引き継いだ件数が626件に対して、差し押さえた件数は313件ということで、これは当然、その差し押さえた件数は、ダブルカウントとかトリプルカウントもあるんでしょうけれども、私は313件とは余りに多過ぎるなという印象を持っています。

それで部長、48条で市町村から引き継げる期間は1年以内ですね。そこで、解決を急ぐ余り、差し押さえを急いでいるのではないのでしょうかとお答えいただきたいし、丁寧に対応すれば、実態としての納税に結び付くのではないんですか。しかも今、4億4,400万円という金額は、これは差し押さえ額の滞納額に過ぎないわけですね。換価等によって、実際に県に入っ

てきた金額は幾らだったのかとお答えをいただきたいと思います。

A．総務部長

滞納整理につきましては、できるだけ早期に対応することが解決のポイントとなります。県では、滞納者の納税資力を適切に調査確認しているところでございまして、その調査の結果、納税資力がある場合には、資力に応じた納税を促しているというところでございます。それでも納税されない場合は、公平な徴収を確保するために預貯金や給与などの差し押さえを行っているというところでございます。財産がない、生活困窮など法の定める要件に該当する場合には、滞納処分執行の執行停止を先ほど申し上げましたとおり行っていると。差し押さえや滞納処分の執行停止に当たりましては、いずれも滞納者の実情を確認した上で、適正に現在行っているというところでございます。

換価の額につきましては、個人県民税対策課長からお答え申し上げます。

A．個人県民税対策課長

換価の額の御質問でございますが、自主納付分も含めました徴収金額で申し上げますと、約3億7,000万円ということでございます。

Q．村岡委員

4億4,400万円、金額相当差し押さえをして、今の答弁では3億7,000万円ということですね。これはいわゆる財産、禁止財産のこともありますので、先にそれを聞いて、もう1つ続きを聞かせていただきます。

鳥取県での児童手当訴訟にかかわって伺いますが、この事案は、預金口座に入金された児童

手当を県が差し押さえてしまったと。子どものために児童手当が必要、取り戻せないかということで、広島高等裁判所松江支部の判決では、児童手当法第15条、差し押さえ禁止の趣旨に反するものとして違法であるとして、鳥取県に返還を命じました。鳥取県は、滞納整理マニュアルを、児童手当等の特別法による差し押さえ禁止債権の入金の有無について、十分に確認することなどと改定を行ったわけですが、こうした児童手当等の差し押さえ禁止財産について、鳥取県での判決を教訓化して、本県も今後の人材育成道場など研修等を通じて徹底すべきと思いますが、この点をお答えください。

A．総務部長

鳥取県の事例では、児童手当が口座に振り込まれた直後に差し押さえというのをしております。また預金残高のほとんどが児童手当の入金であったことなどから、児童手当の差し押さえと同等と判断されて違法とされたというものでございます。

通常、差し押さえ禁止の債権が口座に振り込まれた場合、預金として差し押さえることについては、最高裁判例では違法ではないというふうにされています。そういうようなことも、この2つを踏まえまして、鳥取の判決を受けまして、預金の原資が児童手当であると認められるような場合には、滞納者の預金口座に振り込まれた児童手当の滞納処分を控えるように各事務所には周知徹底をしているところでございます。

Q．村岡委員

実情を十分に把握すると、即して対応をするということは非常に私、大事だと思っているので、差し押さえをして換価される、しかしそのことによって、その方がその後、きちんと納税

ができるかというのは、非常に私は疑問を持っているんです。そういう意味では、やはり丁寧に納税の猶予とか、あるいは分納、こういったことをしっかりと研修の中にも取り入れていただいて、結果として、長期スパンでちゃんと徴税がはかどると、こういう形が望ましいと思っているんですが、この人材道場などで、そういった趣旨の研修を位置付けてやるかどうか、その点を最後にお聞きします。

A．総務部長

委員御指摘のような研修につきましての中でも、十分そういうことについて徹底していくような研修の中身にしてまいりたいというふうに考えております。

部局別質疑（環境部）3月11日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

私は、温暖化対策と再生可能エネルギー推進について、当初予算における主要な施策1ページから10ページ、要求資料は15ページから17ページに関わって質問します。

昨年12月、パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、COP21が開かれ、新たな法的枠組みとなるパリ協定を含むCOP決定が採択されました。パリ協定では、今世紀後半には人為的排出を実質ゼロにする、2度未満を下回る1.5度未満を努力目標とするなど、合意されました。世界は、脱炭素社会に向け大きな一歩を踏み出しました。

しかし、日本政府が示した温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年度までに2013年度比で26%減と、先進国では最低レベルで

す。しかも、その前提となる長期エネルギー需給見通しは、旧来の原子力と石炭、火力をベースロード電源とし、再生可能エネルギーを抑制するものです。今日3月11日は東日本大震災、福島第一原発事故から5年目です。しかし、政府は、危険な原発を再稼働させ、CO₂を大量排出する石炭火力発電の大幅増設です。これでは、世界の潮流に逆行するものと厳しく指摘しておきます。

そこで、地球温暖化対策における自治体の役割と責任に関わり伺います。

本県は、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050を策定し、温暖化対策を進めていますけれども、パリ協定を受け、計画の見直しが必要ではないかと考えますが、お答えください。

A．環境部長

国と県の削減目標等につきましてでございますけれども、国が2030年度に2013年度比26%削減するという計画を立てておきまして、埼玉県の場合は2020年度に2005年度比21%削減するというので、目標のスタート年度と数値が違ってまいります。埼玉県の数値を国のほうの数値に推定で置き換えてまいりますと、2013年度基準年を試算といたしますと、2020年度の県の削減目標は、国の削減目標10.7%でございますけれども、これよりも7.2%、削減目標としては上回っております。したがって、国よりも厳しい削減計画を埼玉ナビゲーション2050では作っております。

Q．村岡委員

国に合わせるとプラス7.2%ということで、県の計画のほうが、むしろ国より上回っているというか、そういうお話でした。

それでは、その県の目標そのものですが、計

画どおり達成できるのかということです。埼玉ナビゲーション2050の最終年度は2020年度です。そこで、当初予算で計画期間後半の最重点施策と位置付けられた削減の進んでいない家庭部門の省エネ化と運輸部門の低炭素化について伺います。

温室効果ガス排出量の2013年度実績では、目標値に対して、家庭部門で100万トン、運輸部門で79万トンが未達成です。この2部門について、あと4年しかありません。今後どのようにして各計画目標を達成するつもりか、お答えください。

A．環境部長

まず、家庭部門についてでございますけれども、省エネとか節電などのいわゆる低炭素型ライフスタイルへの我々の生活の転換が非常に重要だというふうに考えております。そのために、例えばエコライフDAY、今年度105万人の県民の方に参加していただきましたけれども、こういうことをはじめとした普及啓発に更に取り組むことが非常に重要だというふうに考えております。

それに加えまして、平成28年度につきましては、子どもへの普及啓発が非常に重要だ、有効だというようなことから、温暖化を漫画で訴えるような冊子、資料を作って、それを各学校に配布するというようなことで、子どもに対しての普及啓発を強めていきたいというふうに考えております。

自動車のほうにつきましては、基本的にはEV、PHV、先ほどのFCVなどの普及が非常に重要だというふうに考えておりますので、これらの次世代自動車の展開、普及を更に進めてまいりたいというふうに考えております。事業者に関しましては、200台以上車を保有する事業者につきましては、低燃費車の導入を義務

付けておりまして、これを今年度、今までの5%から20%、低燃費車を導入するというようなことで事業所にも協力をお願いしております。

さらに、エコ通勤というようなことで、マイカー通勤の方に対して、例えば自転車なり公共交通機関を使うというようなことでマイカー通勤の量を減らすということで、来年度からしっかりとお願いしてまいりたいというふうに考えております。

Q・村岡委員

しっかりやってもらいたいと思います。

次に、埼玉ナビゲーション2050には、最重点施策の1つに、「再生可能エネルギーの活用と産業の発展の好循環をつくる」ことが位置付けられています。私は、この点ですね、県民主体の好循環を目指す、こういうことであれば大いに評価したいと思います。

私はこの間、再生可能エネルギーの推進で地域循環型経済の実現をと繰り返し求めてきました。知事からは、問題意識は同じだ、再生可能エネルギーの活用は極めて重要だなど、共通認識が示されております。

問題は、どう現実のものとするかです。伺いますが、県有施設における再生可能エネルギーの取り組みは進んでいるのでしょうか、また、その実績は広く県民にアナウンスされているのでしょうか、お答えください。

A・環境部長

県有施設への再生可能エネルギーの導入状況でございます。太陽光発電設備につきましては、さいたまスーパーアリーナなどを含めまして175の施設に導入しております。また、太陽熱利用設備につきましては、環境科学国際セン

ターをはじめとして59の施設に導入しております。地中熱につきましては、西部地域振興ふれあい拠点などの2施設に設置しております。県有施設におきまして、太陽光発電の総発電量を一般家庭に置き換えますと1,600世帯分の太陽光発電の設備が県有施設のほうで設置されております。

Q・村岡委員

いろいろチャレンジをしていることは分かりました。

それで、せっかくそうやって再生可能エネルギーに取り組んでいるわけですので、地域の人やその施設を利用する方に、それが分かるように表示をする、そのことのアナウンスということを行ったんですが、これはしっかりやっていただきたいと提案しておきたいと思います。

私は、再生可能エネルギーの推進は、市民による地産地消のエネルギーが鍵ではないかと考えております。1人1人が地球温暖化による危機を意識し、自ら省エネに取り組む、ライフスタイルを見直す、認識を高める。その意味で、市民が主体的にエネルギー生産に参加することは決定的です。

そこで、私はこれまで市民共同発電事業の推進を求めてきましたけれども、県や市の補助制度、それが呼び水となっていることも承知しておりますけれども、同時に、市民が一定割合の寄附や出資が条件として求められております。お金を出してまでエネルギー事業に参加することで、正に主体者となります。行政の役割は後押しすることで、市民共同発電事業が県内各地に大きく広がることで、再生可能エネルギーの推進が地に足の着いた形で図られるんじゃないかと私は思います。

そこで、県として市民共同発電事業へ、いわゆる補助金を出すだけでなく、積極的に幅広い

支援を行う必要があるんじゃないかと思いますが、答弁を求めます。

A．環境部長

現状につきましては、まず、委員御指摘のように、保育園とか自治会館等に太陽光発電を設置するNPO等に補助を行っているということでございます。更なる積極的な支援ということでございますけれども、今までに多くの施設に太陽光発電が、この市民共同発電事業によりまして設置されております。この設置した効果とか環境教育への成果等を確認して、積極的に情報提供を行っていくことが重要というふうに考えております。

さらに、事業に新たに参入するNPO等に関して、例えば寄附金の集め方とか事業者との交渉術とか、環境教育の成果等について、なかなか不安な面があるというようなこともございますので、それらについてしっかりと情報提供するなど、ソフト面での支援も今後充実させていきたいというふうに考えております。

Q．村岡委員

そのソフト面ですね、非常に大事だと私も思います。私の地元でも、今度町会会館の屋根につけるといことも決まったようです。ただ、それを地域住民の方が必ずしもみんな知っているわけではないんですね。そういう意味で、非常にこの部分においてもアナウンスも含めて、しっかりやる必要があるかと思えます。

そして、要求資料17ページを見ますと、ここに市民共同太陽光発電設置実績がありますけれども、5年間での設置実績は12件ということが分かりますが、この事業へ寄附や出資した方の人数というのは、県は把握しているんでしょうか。分かったら御答弁願います。

A．環境部長

担当課長のほうから回答させていただきます。

A．温暖化対策課長

平成22年度から26年度までの合計で3,349、団体も法人も個人もありますので、3,349者でございます。

Q．村岡委員

3,349者ということですね。この中で埼玉県内の人、あるいは者ですか、これは分かりますか、埼玉県内で何者ということは。

A．環境部長

すみません。それも担当課長のほうからお答えさせていただきます。

A．温暖化対策課長

個々の事業につきまして、県内、県外については把握はしてございません。

Q．村岡委員

私は、これは必ずしも県内に固執する必要はないと思います。飯田市の「おひさまファンド」などは、全国からお金が集まっているんですよ。5,000円でも1万円でも自分で出資をすることによって、その家庭が環境に非常に関心を持つ。そういう意味で私は、市民共同型あるいは市民が主体だということが大事だということは、そう言っております。

HEMSがエコタウンで導入されたと思うんですが、感想文の中で気になったのは、国と県で補助金が出て、ただでもどうですかと言われる

てつけたけれども、最初は興味持ったけれども、関心がなくなったという話もあって、あれも非常に教訓的な話だと思うんですね。

それで、続いて伺いますけれども、私は以前も予算特別委員会で提案したんですけれども、この地球温暖化対策、それから再生可能エネルギーの推進というのは、埼玉県としての取り組みの組織としては、いわゆる縦割りではなく、全庁横断的な組織というものが必要じゃないかということ提案させてもらったことがあります。知事も、この点は検討したいということそのとき答弁をされたはずなんです。

これは各部局でそれぞれやっているんですよ、それなりにね。ところが、環境部の意識と違うと思うんですよ。やはり環境部のような意識を持っていれば、自分の施設で、例えば地中熱等をやろうという気持ちになるんだけれども、そこができない。そういう意味では、実効ある温暖化対策、再生可能エネルギーの推進にふさわしい組織への再編強化をやっているかどうか、どうするのかお答えください。

A．環境部長

まずは環境部のほうでも、例えば環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、それぞれでエネルギー施策を行っております。これを来年度は、エコタウン環境課ということで、それぞれ各課が持っているエネルギー部門を1課に集めまして、環境部としてしっかりとしたエネルギー施策ができるように、組織を強化してまいりたいというふうに考えております。

委員長

6秒です。

Q．村岡委員

しっかりやってください。

部局別質疑（産業労働関係）3月14日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

最初に、先端産業プロジェクトの推進に係り伺います。

知事は、本定例会で県内企業にその裾野を広げていく、県内企業の99.9%を占める中小企業の生産性の向上も重要と答弁しています。特定企業の支援ではなく、全県の事業者を視野に入れた産業振興策とすべきは言うまでもありません。

まず、埼玉県が先端産業プロジェクトを推進する意義について見解を伺います。

A．産業労働部長

経済のグローバル化、進んでおります。また、生産年齢人口が減少している。そういう中にありまして、企業が発展的に、また企業経営を維持していくためには、新しい成長分野に対してチャレンジする精神が大事だと考えておるところでございます。そういった意味で、大学や研究機関の持っているシーズと県内企業の高い技術を融合させて新しい成長産業、そういったものに県内企業がチャレンジできるような環境を我々はつくって、最終的にはそういった成長産業の集積を図りたい、それが先端産業プロジェクトでございます。中小企業が幅広く参加できるように、我々環境を整えていきたいと思っております。

Q．村岡委員

部長、これくれぐれも一企業のためということではなくて、全事業者、幅広く、ここが鍵ですから、そこをしっかり強調しておきます。

次に、私は産業振興の基本に地産地消による地域循環型経済をと繰り返し提案してきました。お金が県内を循環する産業こそ必要です。2013年の予算特別委員会では、木質バイオマスを提案させていただきました。本県には豊富な森林資源がありながら、十分に活用されていません。木材を供給する川上と、それを消費する川下の両者のマッチングに有効ではないかと考えたからです。

ところで、先月18日に開催された平成27年度埼玉県次世代住宅産業プロジェクト成果報告会に参加した折、その中で木質系断熱材の開発の報告を興味深く拝聴しました。埼玉県産材を利用して木質系断熱材、ウッドファイバーや高度用パネルを作る開発です。要求資料の9にあります。最大の課題がプラント製造に巨額の設備投資が必要との報告でしたが、川上から川下を結ぶモデル事業となり得る可能性を感じました。

そこで、地産地消による地域循環型経済の実現へ県として今後どう取り組んでいくのかお答えください。

A．産業労働部長

新エネルギー分野の次世代住宅の正に報告会でございましたが、その中でも話題になりました木質系の断熱材でございます。県産材の間伐材とか、プレカットの廃材を利用している正に地産地消、正に環境に優しい製品だと思っております。木ならではの、正に湿度調節機能とかございまして、そういう意味で非常に有効な素材となっております。

来年度は、市販できるようなパネル型の素材

にするように研究開発を進めまして、市場に平成29年度から出せるように引き続き資金面、技術面などの支援をしていきたいと思っております。

Q．村岡委員

これ環境部で温暖化対策のときに家庭部門が遅れているんですね、そういう意味でもこの部分が効果的になれば非常にいいなと私も思っていますので、しっかりやってもらいたいと思います。

次に、当初予算案における主要な施策5ページにある埼玉県次世代住宅産業プロジェクトの1つですが、地中熱ヒートポンプシステムについて伺います。

埼玉県は日照時間が長い、だから太陽光発電が適していると強調され、太陽光以外のエネルギーは余り注目されてきませんでした。しかし、地中熱を利用したエネルギーはある意味、無尽蔵とも言えます。当県議団は、これまでも県内での地中熱ヒートポンプシステム開発に取り組む先進企業への視察、川崎市による実証システムの視察等を行ってまいりました。

一方で、地中熱利用において住宅分野など、小規模施設への活用が進まぬ最大の課題がシステム導入のコスト高にあるということも承知しているつもりです。

そこで伺いますが、本県として今後の事業見通しをどう考え、どう支援するつもりなのか答弁をお願いします。

A．産業労働部長

地中熱ヒートポンプのシステムでございますが、先端産業創造プロジェクトの中の事業化に一番近いところにあると私も考えております。具体的には、直膨式と申し上げまして、熱交換機を使わずシンプルな構造ですのでコストが下

がりますし、また地中に掘ります掘削する穴でございますが、そこが3分の1程度で済むということで、経費の軽減にもつながりますので、今後もこれを市場に売り出せるよう、今後、現在試作機ができておりますので、実証実験を平成28年度に重ねまして、29年度には市場に出せるよう支援をしていければと思っております。

Q・村岡委員

先ほども言いましたが、要はコストなんですね。ですから、ここをしっかりと押さえて、そして繰り返しますが、県内全事業者を対象にしてやってもらいたいと思います。

次に、要求資料10の労働法等の周知についてでございます。

先日、労働相談員の方からお話を伺いました。運送業勤務の方からは、事故による修理代など何かあるたびに自己負担とされている。時給780円、最低賃金以下で働かされている人もいたそうです。1時間早出をさせられた後でタイムカードを押して、夜8時にタイムカードを押して、更に2時間残業させられた人の相談もあったそうです。保険会社勤務の方からは、ノルマ未達成だと2か月で退社を迫られ、しかも自己都合に追い込まれた相談など、最近の特徴は事業者側が強圧的になっていることという話もありました。

特に、皆さん共通した御意見として、事業者側も労働者側も労働法等についての理解がなさ過ぎるとのことでした。本県は、労働セミナーや出前講座、手引書の配布など周知を行っておりますけれども、まだまだ不十分と言わざるを得ないと私は思います。この周知徹底について、来年度どうするのかお答えいただきたいと思っております。

A・産業労働部長

御指摘のとおり労働相談、今年度で約5,000件くらいきておるんですが、依然として多くのトラブルがあるというのが現状でございます。お話のように、やはり労働法に対する基本的な基礎的な知識がお互いに不足しているというのを実感しているところでございます。

県では、先ほど委員からお話ございました労働セミナー、また事業者向けにもセミナーを開催をするようにしております。また、若者世代、特にブラック企業やブラックバイトというのが話題になりますが、若者の労働法等の基本的な知識を何とか醸成するために、県立高校などへ出前講座をということで、まだ一部でございますが、それを行っているところでございます。今後は、若い世代から、まずはしっかりやっというと思いますので、私立高校や専門学校にまで来年度ちょっと拡大をしまして、出前講座というのを拡充し、若い世代から労働法規に対する基本的な認識を進めてまいりたいと思います。さらに、チラシ等も一層のPRのために十分活用してまいりたいと思っております。

Q・村岡委員

要求資料10を見ますと、出前講座が11回、実質回数ということと、労働ハンドブックが1,000部を当初に発行という話があるんですが、もう絶対的に私は少ないと思うんですね。それで、是非これは増やさなくちゃいけないと思っているんだけど、今部長がお話しされた中でブラック企業、ブラックバイトについてもしっかりと若い方向けにやりたいという話で、非常にこれ大事です。さいたま市のパンフレット見ますと、きっちりとページを割いて、ブラック企業について記述があるんですよ。私、埼玉県のパンフ見たら見当たらなかったんです。是

非これ取り入れていただきたいと思うんですが、その件について最後に御答弁をお願いします。

A．産業労働部長

ブラック企業、ブラックバイト、若い人たちがこれから働いていくに当たっての大きな足かせになるような、そういう社会的な企業というのは非常に許し難いと私個人的にも思いますので、今後そういったものを周知するために取り組んでまいります。

また、労働相談の実施する機関等で構成します若者労働連携会議というのを今年度設置しておるんですが、そこでも意見交換しておりますので、そういった内容をハンドブック等に反映させるように検討してまいります。

部局別質疑（都市整備部）3月15日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

県営住宅の整備に関わり質問いたします。要求資料の8です。

公営住宅法は、国と地方公共団体が協力して住宅を整備することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとしています。しかし国は一貫して持ち家政策をとり、公営住宅の整備は後回しにしてきました。その中で県営住宅の果たしてきた役割は極めて大きいといえます。

県は、昨年3月に県営住宅の在り方について検討結果をまとめています。県営住宅のストック保有は世帯数比0.76%という県営住宅のサービス水準を維持するとしています。しかし、県営住宅の総数は世帯減少に合わせて2053年には、さいたま市を除き3,000戸ほど減

らす計画になっています。潜在的な重要から考えれば、県営住宅の戸数は決して十分とはいえません。とりわけ南部地域や南西部地域の状況は深刻です。

まず伺いますが、川口市など南部地域、朝霞4市など南西部地域での県営住宅の募集倍率について、この5年間で一番高かった倍率について端的にお答えください。

A．都市整備部長

南部地域では平成22年度の24.5倍、南西部地域では平成22年度の20.5倍でございます。

Q．村岡委員

いずれも20倍を超える住宅もありました。実際に市営住宅も県営住宅も、何度申し込んでも当たらないという声が私のもとにも寄せられています。最初から諦めている人も少なくありません。今非正規雇用の拡大とか年金の引き下げ、低収入の単身世帯や高齢世帯の増加などによって、公営住宅の需要はますます増えています。住まいは人権だと考えるべきです。県営住宅の建て替えを加速させると同時に、とりわけ南部地域や南西部地域では世帯数比に捉われず、思い切って整備を進めていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

県内の世帯数は現在増加しております。今後10年間程度は増加するというふうに見込まれておりますが、その後減少するということに見込まれております。もう人口減少につきまちは早々にという状況の中で、増加する世帯数に合わせて県営住宅を、例えば新築していくとい

うようなことを行った場合、その後の世帯数減少期には余剰な資産となる可能性がございます。このため、将来県営住宅が過度のストック、負の財産とならないように、ピークを迎えるまでの短期的な需要に対しましては、平成14年度から借上げ方式による県営住宅の供給を行っております。

借上げ方式の県営住宅につきましては、設備投資に係る初期投資が少なく済みます。また、短期間で機能的に需要が高い地域にダイレクトに供給できるというメリットがございます。今後も借上げ型のメリットを生かして、県営住宅の整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

Q．村岡委員

今、部長から過度のストックという話が出ましたけれども、それは私からすれば全くの杞憂です。将来的に仮にそうした住宅が生まれたとしても、いろんな形の再利用は十分可能だと私は思っています。そういう意味で、改めて住まいは人権の立場に立って、強く、整備を進めてもらいたいということを指摘をしておきたいと思えます。

次に、県営住宅のエレベーター設置について伺います。

県営住宅での大きな課題は高齢化です。要求資料の17ページでは、県営住宅入居者数5万4,949人中65歳以上が1万5,388人、28%、これは県平均です。さいたま市内の与野高層団地は49%、植竹団地45%、大久保団地43%など、大規模団地では入居者の半数近くが65歳以上の世帯です。病気や障害を持った方も増え、皆さん3階以上の昇り、それから下ることも本当に大変です。今後さらに高齢化が進みます。エレベーターの設置は待ったなしの課題でございます。

当初予算案における主要な施策の11ページによれば、来年度与野上落合団地と越谷蒲生団地の既存県営住宅2棟でエレベーター設置とあります。今年度も2棟でした。少な過ぎます。しかも来年度予算案には設計費が計上されていません。ということは、2017年度は既存への設置はゼロじゃありませんか。なぜかと疑問に思いましたが、受益者負担を導入するか結論が出なかったので設計予算を見送った、そんな話を聞きました。事実ならこれはとんでもありません。皆さんよそに移ることの困難な方がほとんどであります。

そこで部長、年間10棟とか20棟とか予算を大幅に増やしてエレベーター設置を推進すべきではありませんか、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

後付けのエレベーターにつきましては、平成24年度から着手しております。現在までに3団地4棟が設置済み、1団地1棟で工事中、2団地2棟で設計中でございます。この後付けエレベーターに関しましては、1基当たりの費用が多額ということから、費用を要する反面、エレベーターを利用できる高齢者の数が1棟当たりの数が少ないという効率性の悪い事業でございます。このため、費用もかかるということもございまして、大幅に増やすことが困難な状況になっております。そのため、県ではエレベーターが設置できない住宅棟では、階段の昇り降りに支障を来すようなお年寄りを優先的に低層階、低い階へ移り住んでいただくということなどで対応を図っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

Q．村岡委員

費用が大きいいということなんですが、この5

年間の県営住宅の整備費予算を見ると、5年前は64億円程度ありましたが、激減しているんですね、そもそも。ですから、まずそこ自体が問題なんです。

そこで、今低層階への住み替えというお話がありました。2年前に障害者手帳が必要だったものを医師の診断書があれば認めると基準を変更しましたね。その結果住み替えが進んだとお聞きしました。この点は私も大いに評価したいと思います。ただ現在住み替えは同一団地でしか認められていません。部屋が空いていない場合、いつまでも住み替えることはできません。是非同一市内や近隣の県営住宅が空いていれば、住み替えを認めるような制度を改善すべきと考えますが、答弁をお願いします。

A．都市整備部長

階段の昇り降りに支障のあるような方々については、確かに現在同一団地内ということで認めております。これは、原則公募によるという入居規定の例外に当たるものでございまして、事情を考慮して例外を設けているものでございます。公募による入居者の皆様との公平性を考えれば、現在の住戸とほぼ同じ条件である同じ団地ということで住み替えを例外的に認めているという考えに基づくものでございます。

例えば、これから募集を行う新築直後の住宅に空き室があるからといいまして、安易に同じ市内ということで住み替えを認めてしまうと、公募で入居される方との間に公平性が問題視されるというような問題もございます。一方、県営住宅のますますの高齢化の進展を考えますと、御指摘を踏まえまして、今後近隣などへの住み替えにつきましても研究してまいりたいというふうには思っております。

委員長

17秒です。

Q．村岡委員

しっかり研究してもらいたい。そして最後に、2階への住み替えは可能なのかと。可能だとするならば、この情報が全く入居者に届いておりません。そういった意味では住み替えの情報をしっかり高齢世帯に届けてほしい。そういうことをやるかどうか、併せてお答えください。

A．都市整備部長

情報を提供をするのは県の大事な務めでございますので、情報の提供には住宅供給公社ともども努めてまいりたいと思います。

それと、2階への住み替えにつきましては、住宅課長のほうから御答弁をいたします。

A．住宅課長

現在2階への住み替えも可能となっております。

部局別質疑（県土整備関係）3月16日

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速質問に入ります。

まず、当初予算案における主要な施策7ページ、総合的な土砂災害対策の推進、予算10億8,900万円に関わって質問します。

一昨年8月、広島市では甚大な土砂災害被害が発生しました。広島県は、土砂災害危険箇所が全国最多の3万か所以上、そのうち土砂災

害警戒区域の指定は3分の1でした。

一方、本県での土砂災害危険箇所は4,219か所、警戒区域の指定率は98.4%です。地域別では、秩父市658か所、皆野町337か所、小鹿野町325か所など、JR八高線以西を始め飯能市867か所、所沢市47か所、狭山市24か所、さいたま市10か所など広範囲です。

この問題では、当県議団にも切実な要望を寄せられています。小鹿野町の町議からは、県道薄小森線、小森地区内の採石場近くの小森川に沿った箇所約200メートルくらい、県道が20メートルから50メートルの断崖下にあり、これまでも落石、崩落などでたびたび通行止めとなっている。方策対策を急いで欲しい、こういう声です。

伺いますが、県はハード対策として、来年度も砂防事業や地すべり対策事業とともに、急傾斜地崩壊対策事業を行うとしていますが、整備を必要とする箇所は何か所と考えているのか、また、整備事業のロードマップはあるのか、お答えください。

A．県土整備部長

急傾斜地崩壊危険箇所、埼玉県は2,907か所ございます。そのうち、国の採択基準等を勘案して、県が整備をしなければならない傾斜地、人家が5戸以上ですとか、あるいは公共施設があるとか、そういうような場所については745か所ございます。既に115か所の整備が完了しておりますので、残り630か所が県が整備をする必要がある箇所というふうに考えております。

Q．村岡委員

それをどう今後整備していくかということが

ロードマップになるので、その辺まずお答えください。

A．県土整備部長

すみません、失礼しました。

その630か所をどうやってやっていくかというのは、全部をやるロードマップを作っても、あまり現実的ではありません。物すごい年数がかかってしまいます。ですので、優先度の高いところ、例えば保全対象が非常に極めて重要なところ、例えば要介護者用の施設があるとか、そういうような災害弱者が対象になるようなところから順次整備を行っていくということで、何年までに何か所のどこをやるというようなロードマップは、現実的には作っておりません。全国でも数十万か所の危険地があって、やはり同じようなことがありますので、なかなかこの問題でロードマップというのは難しいのかなと思っております。申し訳ありません。

Q．村岡委員

是非、落石、崩落が起こっている箇所は優先して行うべきと指摘をしておきます。

土砂災害対策では、住民の皆さん自身が危険箇所としての情報を地域で共有し、認識を深めるなどが重要です。その情報提供は行政の責任です。主に県南都市部を管轄するさいたま県土整備事務所管内でも、土砂災害危険箇所となると95か所、さいたま市45か所、私の地元川口市でも50か所もあります。これら土砂災害危険箇所については、各県土整備事務所ごとに、いわゆる危険箇所マップとしてホームページで公開されておりますが、伺いますが、問題はその情報が当該地域の住民全てに認識されているかどうかです。また、市町村による土砂災害、ハザードマップも重要な情報です。その作成は

進んでいるのでしょうか、県としてしっかり支援していただきたいが、お答えください。

A．県土整備部長

お話がありましたように、土砂災害危険区域がある市町村41市町村のうち、指定対象の市町村は38市町村あって、その市町村に土砂災害ハザードマップの作成が義務付けられているということでございます。34市町村で作成の義務がありまして、そのうち27市町村で作成が済んでおります。昨年度末に比べますと、11市町のハザードマップの作成が進みまして、全部ではありませんけれども、進んできているということでございます。

県が何を支援するかということでございますが、やはり斜面の性状、土質の性状等を見て、危険区域の範囲ですとか、そういったことをお話をしながら、避難ルートとしてどういうところが適切かというような技術的な部分の支援をやっていっているというところでございます。

Q．村岡委員

終わっていない市町村をしっかり支援するように指摘をしておきます。

次に、防災の基本について、減災にあると考えておりますが、土砂災害ではとりわけ高齢者世帯、ひとり暮らしの方、先ほどお話があった要支援の方など、災害弱者への配慮が必要です。私たちは市町村を支援して、安全な避難場所、避難方法の確保、訓練の徹底、従来型の訓練でなく、夜間や降雨での訓練、要支援者の避難など、改善を要望してきましたが、県はこれまで、全国統一防災訓練の一環として市町村の訓練を支援していくとしております。土砂災害対策訓練としてこれでいいのでしょうか。現実的・実効ある避難訓練へ、県としてリーダー

シップを発揮すべきです。来年度の取り組みではどんな改善拡充をするのか、お答えください。

A．県土整備部長

非常に難しい問題とは思いますが、埼玉の場合、土砂災害の発生事例が非常に少なく、それぞれの市町村でなかなか身近に余り身近に土砂災害を感じてはいけないんですけれども、なかなか緊迫感が出てきていないようなことも事実です。実際に平成27年度、土砂災害を想定した避難訓練は9市町で行われました。ハザードマップを活用して、避難訓練や避難所の確認を行っておりまして、飯能市とか神川町では、実際に福祉施設と連携をした避難訓練をしたというような事例もございます。

県としては、まずは土砂災害の性状、何というんですか、科学的な、なぜ斜面が崩れるのか、どういう予兆があるのかとか、崩れたらどうなるのかとかいうような、そういうような部分も含めて、毎年、国の専門家をお呼びいたしまして、土砂災害の危険性のある対象の市町村の職員の皆さんに、これは毎年ですけれども、研修を受けていただいて、いつ起こるか分からないというような危機感をあおるわけではございませんが、危機意識を持っていただくようなことをやっております。

それから、そのほかに、土砂災害警戒情報というのを県と気象庁で発表するわけですが、それらの情報については、先ほどもちょっと水防のところでお話ししましたが、県からその情報を登録していただいた皆さんの端末に直接ダイレクトで個人個人にお知らせするような取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

Q．村岡委員

しっかりやってください。

次に、歳出予算の事業概要4ページ、5ページの埼玉県道路公社に関連して伺います。

公社管理の有料道路は現在、皆野寄居有料道路、新見沼大橋有料道路、狭山環状有料道路の3路線です。料金は、普通車が150円又は420円です。国道は無料なのに、なぜこの道路だけ有料なのか。ここを避けるために、狭い住宅道路に多くの車が入り込んでいる。有料道路は車が少ないのに、近くの道路は大渋滞、混雑緩和の効果がないなどの声が寄せられております。普通、直轄国道ですと国と県が折半し、県は県債を発行しますが、この公社の道路の場合、県負担は2割で、8割を国や民間から借り入れ、その分を料金収入で償還する仕組みです。ただし、おおむね30年かかっても償還不可能な場合、料金は無料となります。この間、254号バイパスなどが無料となっており、喜ばれております。

伺いますが、このような有料道路を道路公社が造る意義とは何ですか。3路線の地元から強い要望があったんでしょうか、お答えしてください。

A．県土整備部長

有料道路のメリットは、まず第1に、早く道路が造れるということでございます。多額の費用を要するような多くの山岳トンネルを抱えていたり、あるいは非常に長大な橋りょうを必要とするような路線については、通常の予算でやっていきますとなかなか事業が進みません。それを有料道路事業を導入することによって、一気に進めることができるということで、非常に道路を整備する側からすれば、早くできるということによろしいかなというふうに思っております。

要望があったかということですが、狭山の有料道路につきましては、有料道路でも構わないので早く道路整備をしていただきたいというような要望があったということでございます。

Q．村岡委員

2つはなかったということになりますね。

具体的に聞きます。狭山環状有料道路ですが、入間川に架かる橋の部分が有料道路となっております。稼働以来29年間がたち、東京狭山線が延伸し、圏央道から東京までつながる幹線道路の橋となっております。一方、川上、川下にも新しい橋ができたので、有料橋を避けて多くの車が住宅街に抜けていきます。国道16号は、朝など大変な渋滞です。こうした結果、有料道路の通行量は少なく、当然償還など進んでおりません。有料期間は、平成33年までです。狭山・日高・所沢市民はもちろん、近隣住民も一刻も早くこの橋を無料にしてほしいと願っております。

本来、有料道路整備費は、国、市中銀行と合わせて、県の出資金全て料金収入で償還されるべきです。しかし、254号バイパスも、県出資金は償還できていませんが、無料化に踏み切りました。

そこで伺いますが、狭山環状有料道路の国・市中銀行からの借り入れ償還は1年後のはずです。多くの有料道路が県出資金を政治的に返還免除して無料になっているわけで、狭山環状も国や銀行へ償還が終わった時点で無料にすべきと考えますが、答弁を求めます。

A．県土整備部長

狭山の環状有料道路の御質問でございますが、当初、昭和62年3月の開通から30年で、平

成29年3月までということにしておったんですが、実は国道16号の下をくぐる立体交差の部分を追加工事として行ったために、現在では料金徴収期間も平成33年7月まで延長になっております。その際に、国と民間からも借り入を行っておりますので、その期間も同様に、平成33年度末までということで、その償還期間は据えられております。償還期間が切れれば当然、そこで料金徴収は止まるわけですが、有料道路の先ほど私ちょっと申し上げ落としたかもしれませんが、大きな特徴としては受益者負担の考え方がございます。その道路を主に利用する地域の皆様方の利用の便に供するためのものについて、全く何というんですか、埼玉県民全員から、皆さんからその部分の料金を代わりに負担してもらうこととなりますので、県が税金を導入するということはですね。

ですので、なかなかそういうことも、難しいのかなというふうに考えております。

委員長

47秒です。

Q・村岡委員

皆野寄居有料道路について聞きますが、ここは普通車料金は420円と非常に高いんですね。ですから、いわゆる生活利用には重過ぎるという声がたくさん寄せられております。浦和橋は、償還期限前に無料としております。これは、さいたま市が負担をしたことが理由だと思うんですが、このように県などが負担すれば料金の減免は可能です。この皆野寄居有料道路の無料化・低料金化についてお答えください。

A・県土整備部長

先ほど申し上げましたように、受益者負担の原則を崩して、県の税金を投入するというのは、有料道路に踏み切ったことから考えまして、なかなか難しいと思います。皆野バイパスの通行料金は非常に高いということを御指摘いただきましたけれども、もうちょっとお待ちいただければ、皆野秩父バイパスが完成します。その部分は無料ですので、そうなれば非常に利便性の高い道路となって、費用便益も上がってくるものというふうに考えております。

部局別質疑（教育委員会）3月16日

Q・村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速伺います。

当初予算案の主要な施策12ページ、共助社会の形成に向けた特別支援教育推進事業に関連して発達障害児の通級指導教室について伺います。

通級指導教室は、普通教室に通常は通いながら、週に1回程度特別な指導を受ける発達を促す場です。本県には、言語・難聴児が100教室、発達・情緒障害児が142教室あります。例えば、情緒・発達障害の教室では、障害の特性に即して、この場面ではなぜこういうことを言われたんだろうねなどと、じっくり子どもに考えさせる指導が行われています。子どもにとってほっとできる時間であり、同時に保護者にとっても、誰にも相談もできずに来たけれども、ここではアドバイスをくれる先生がいると、心のよりどころになっています。

今回、発達障害児を持つお母さんたちからお手紙をいただきましたので、御紹介させていただきたいと思っております。

小5男子のお母さんです。「息子は多動などの目立った特性がないため、一見して要支援には見えませんが、時間や物品の管理が極端に苦手だったり、3桁計算の繰り上がり、繰り下がりが分からないのに、理科や社会の興味や理解度が高いなど、発達障害児の特有の傾向が見られます。今年度、通級指導教室が富士見市に1クラスできましたが、希望者が多過ぎて、息子のような要支援の子には利用できるか、難しいです。」

同じく小5男子のお母さん。「中学生になったら通級指導教室がありません。中学生は小学生とは課題も、悩みの量も質も大きく変わります。例えば、自閉症スペクトラムのうち、知的障害のない、いわゆるアスペルガー症候群でIQの高く出る場合、塾に行かなくても成績はどれも良く、それでいて人付き合いは苦手で、周囲から反感を買います。障害について理解がなく、得意と不得意の大きな差異が障害に由来するものとは思わずに、本気を出せばできるのにやっていないと評価され、叱られ続けます。どんなに頑張っても、努力が足りないと評価されれば、もう心身がへとへとでも、そうか、まだ足りないんだと更に努力し、でも、周囲と同列になれず、疲れ果てていきます。自己肯定感を得られる体験を重ねていくこと、自分の存在意義を見出して、自分自身を尊重できること、このことを発達障害児に教えてほしいと切に願っています。」これ、お母さんの声です。

ここで、質問です。周囲から理解を得にくい発達障害児にとって、通級指導教室が心のよりどころとなること、保護者にとっても心の支えとなること、このような通級指導教室の存在意義について、教育長はどう認識されているのか、お答えください。

A．教育長

通級指導教室というのが今、村岡委員の言ったとおりの意味があって、国の加配に基づいて実はやっている制度でございます。この子たちが普通学級での学習をスムーズにできるようにということで、通級指導というのをやっておりまして、このことで子どもたち1人1人が、その子に応じてきちんと合わせた教育ができるというふうになるためには、非常に重要な仕組みだなというふうに認識しております。

Q．村岡委員

本当に重要ですね。

私の知っている子も、この通級で本当に助かったと、そういう感想も聞いております。

お手紙をいただいたお母さんたちは、富士見市の方々です。富士見市は全部で3教室ですが、人間市は11教室と、市町村によって通級指導教室数には差があります。また、小学校は216教室設置されているのに、中学校は24教室と、中学校への設置が進んでいません。

富士見市の保護者の皆さんは、富士見市に発達障害児の通級指導教室を増設してほしい、また、中学校にもつくってほしいと要望していますが、この小中、この点について御答弁ください。

A．教育長

通級指導教室というのは、国から定数の加配というのがあって、それがなくなかなかできないものですから、1つは、国へまた要望していかなくちゃならないということでは要望してまいりたいというふうに考えていますし、そういう声に応じて、富士見市も確か今年度当初に1つ増やしたんですが、なるべく増やせる形で我々としても努力をしてみたいというふう

に思っております。

Q・村岡委員

これはしっかりやってもらいたいと思います。

それで、発達障害を持つ皆さんの苦しみや悩みに心寄せて、今、教育長から再三、国の加配の話が出ましたけれども、国の加配を得らなくても、県単でもつくるんだと、こういう決意はどうでしょうか、お答えください。

A・教育長

通級の指導につきましては、なかなか国の加配がないと厳しいというのが現状で実はあります。ただ、埼玉県には支援籍という制度がございます。これがなかなか使い勝手が良くて、いわゆる特別支援学級というのがあります。この学級の担任が通常の学級にいるこういう子たちに対しての指導もできる形になっておりますので、こういう何というんですか、支援籍というのを利用して、特別支援学級の先生が少し関わるんですか、こういうこともできるかと思っておりますので、国にも要望してまいりますけれども、こういう形の埼玉県独自の仕組みも利用しながらやっていきたいというふうに思っております。

Q・村岡委員

国にもしっかり言ってもらいたいですし、県単という話をしましたけれども、しっかりお母さん方、保護者の声も聴いていただいて、その上で、一步でも半歩でも前進するようにやるように、強くこれは求めておきたいと思っております。

次に、臨時的任用教員について伺います。

当初予算案における主要な施策24ページ、これは教育局条例定数一覧です。平成28年度

教職員の定数は4万7,399人です。実は、このうち約4,500人は、1年未満の期限付任用である定数内臨時的任用教員です。

要求資料8によれば、定数内臨任の教員数に占める割合は、小中学校で10%以上、特別支援学校では和光南の28%をはじめ3割近くに達しています。臨任教員は担任を持つなど、正規職と同じ仕事をしており、学校現場にとっても臨任教員は欠かすことができない存在となっているのが現状です。

教育長に伺いますけれども、この臨任教員が現場で果たしている役割の重さですね、これをどのように捉えておられるか、お答えください。

A・教育長

臨時的任用教員も本採用教員も同じように、子どもたちにとっては先生です。勤務の内容も同じですので、同じように重要であるというふうに考えております。

Q・村岡委員

正に、役割は重いという、同じ重さという答弁でした。ところが、この臨任教員の処遇は低いと、私言わざるを得ません。何年も継続して勤務しているにもかかわらず、臨任教員は年休を翌年に繰り越すこともできないし、また、1年単位で赴任校がくるくる変わって、しかも4月にならなければ赴任校も分からないと、不安のまま授業に臨む、これは生徒にとっても良くないと思います。

まず、年休の繰越しについてですけれども、臨時的任用教員の任期は最長1年以内とされていますが、総務省は長期雇用の実態を踏まえて、労働基準法に基づき年休の繰越しを認める通知を出したはずですが、教育長、これは直ちに総務省の通知どおり、年休繰越しを認めていただき

たいですが、どうですか、答弁をお願いします。

A．教育長

そうした総務省の通知はよく承知しております。そのため、このたび本県でも、来年度からですが、臨時的任用者の年休の繰越しができるよう制度を改正する予定でございます。

Q．村岡委員

来年度から制度を改正する予定だというふうに今答弁ありました。仮にそういうふうに、是非実施をしてもらいたいんですが、その際、今年度の分を遡るといいう言い方は変だけれども、今年度の分もきちっと適用していただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

A．教育長

制度の場合、例えば今平成27年度ですが、この時点でこういう制度が変わるということをお知らせ周知しているわけではございませんので、そういった意味から、制度が変わったところから適用という形にさせていただきたいと考えております。

Q．村岡委員

決して平成27年度の方からしても不公平感はない、喜ばれると私は思っております。

では、続いて、同一校の継続について伺います。

ひどい例では、直接私も聞きましたけれども、臨任の教員によっては、本当に近くにある2つの学校を1年置きに行ったり来たりさせられる例も、現実にあるんですね。これは、生徒にとっ

ても非常に困惑すると思うんです。教わっていた先生が何で前の学校に行っているんだらうと。同じ先生がある程度同一校に継続勤務することは、生徒のためだと思いますし、ですから、特別支援学校では確か3年間同一校での継続が原則とされております。小中学校や特別支援学級でも、継続すべき状況はあるはずですよ。

昨年、教育長はこの問題で議会答弁で、「学校の状況や要望などを踏まえ対応しているところです。」と答弁されております。子どもたちのためにも、同一校での継続を適用していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．教育長

基本的には臨時的任用教員は1年、半年の雇用で、1回ずつ更新ということによって1年までとなっているという法律の原則がありますので、基本的にはやはり同一校にするのは例外的であるという立場を取らざるを得ないということがございます。ですから、例外的な適用はするということで、個々の事情を勘案しながら見ていくと。やっぱり、子どもたちの教育のためにどうしたらいいかということは確かに大事なことで、そういう視点から、例外として認められるかどうかというところで判断させていただければなというふうに思っております。

Q．村岡委員

その例外的ということですけども、これまでもそれを認めてこなかったということはないはずなので、正に子どもたちのためという視点で、例外的という判断をされたケースがあると思うんですが、具体的にはどういうことがありますか。

A．教育長

いろんな場合があると思うんですが、例えば指導者が小学校の学校であるところで、マーチングとか鼓笛隊とかそういう指導者がやっておったものが、いなくなってしまうと、不足していて、どうしてもその人以外に、ほかに適当な人がいないというところで、その人を2年間続けてお願いしたとかという事例があったりとか、また、やっぱり部活動などで顧問で、その人に代わる先生がなかなか、異動とかいろんな点で見つからなかったというために、その人をやむなく2年間続けてという、そういう事例がございます。

ですから、そのほか、例えば教科によって登録した人数が少ないという教科で、やっぱりそこにその教科の臨時的なポストができてしまって、ほかの先生が見つけれないという状況もあります。そういういろんな幾つかの例外的な状況の中で、同一校の連続の勤務というんですか、それをお願いしている事例がございます。

Q．村岡委員

現実には、来年度予算の中でも4,500人以上という人数が現実に働いておられます。これは、先ほど星野委員も触れましたけれども、東京に能力のある方が流れているという話もありまして、処遇の低さとか専攻の問題などが私はあると思うんですが、年度ぎりぎり、あるいは過ぎてからでないかと任用継続が決まらないという、こういう不安な状態に置いては、本当に子どものためにもならないと思うんですね。

そういう意味でも、この4,500人を超える臨任というのを変えなくちゃいけない。一刻も早く改善すべきだと思いますので、最後に教育長のこの改善の決意をお聞きしたいと思います。

A．教育長

臨時的任用教員が多いというのは、確かに私も問題だと思っていますので、基本的には本採用教員の数を増やすということで臨時的任用教員の数を減らしていきたいと思っていますので、そうした意味で本採用教員の採用をできるだけ努めてまいりたいと考えております。

総括質疑（3月22日）

Q．村岡委員

日本共産党の村岡正嗣です。

最初に、ブラックバイトから高校生、学生を守ることにについて伺います。

知事はブラックバイトを御存じでしょうか。従業員に劣悪な環境での労働を強いる企業は、ブラック企業と呼ばれ、大きな社会問題となっていますが、この状況は今や高校生や学生のアルバイトにも及んでいます。私はこの間、首都圏青年ユニオンや若者に直接話を聞いてまいりました。御紹介します。

コンビニでバイトの大学生、38度の熱が出て帰らせてほしいと店長に言うと、代わりを見つけるとバイト名簿の一覧を渡され、自分で電話をかけさせられた。同じく、コンビニバイトの学生、仕事が終わってタイムカードを打ったら、終業時刻より27分過ぎていた。しかし、店長は15分以上は駄目と言い、残業代が出たのは15分間だけだった。おでんセールのおでんを買わされ、ファミリー制度といって2,100円のものも買わされたこともある。コンビニでバイトの高校生、テスト前など休みたいたって休ませてもらえない。逆に、仕事に行ったらいきなり今日は仕事がないからと言われた。飲食店でバイトの高校生、仕事用とし

て履く靴の代金を給料から差っ引かれた。制服のクリーニング代を請求されたなど。これはほんの一例です。

知事、賃金の未払い、レジの金額が合わないと弁償させるなどの違算金、長時間労働など、ブラックバイトに苦しむ今の高校生や学生の置かれている状況について、どう認識されておりますか。御答弁ください。

A．知事

1つ1つ個々の事例を追い掛けて調査したことはございませんが、今、村岡議員が言われたようなことがあるということは報告を受けておりますし、また県の労働相談センターでも、休日労働や深夜労働の割増し賃金が支払われていないという、そういう相談、あるいは話などが伝わってきていることは報告としてしっかり伺っております。

Q．村岡委員

是非、この点は学生、高校生、若者に対して知事ももう少し詳しく突っ込んで状況を聞いていただきたいということを指摘しておきます。

これは教育長に伺います。この問題でまず提案したいことは、高校生、学生に労働について学ぶ機会をしっかりと作っていただきたいということです。教科書には労働基準法などの解説はありますが、ブラックバイトなど身近な問題への参考にはなりません。その点、さいたま市が市内高校生に配布しているこの「働く人の支援ガイド」は、4ページをブラック企業と学生アルバイト問題に当てています。また、埼玉弁護士会は、さいたま市内の高校へ出前講座としてワークルール講座に力を入れています。弁護士からは、ひどいことをされたとき、どこに相談すればいいのかを教えることが大事とお聞きを

いたしました。

教育長、埼玉労働局や埼玉弁護士会などとも協力して、働き方のルール、ワークルール講座をまず県立高校から始めて進めていただきたい。ブラック企業、ブラックバイトが社会問題化する今日、高校生や学生など若者が社会で働く際に必要な基本的なワークルールを身に付けることは必要ではありませんか。お答えください。

A．教育長

働き方のルールを身に付けさせることにつきましては、高校生など若者が社会で働くために必要なことであるというふうに考えております。現在、高校では、雇用と労働をめぐる問題について考察させるなど、労働に関する様々な学習を行っております。例えば、埼玉労働局や産業労働部、社会保険労務士会などと連携した講演会により、実践的な対処法を生徒に身に付けさせるとともに、相談窓口の利用について学ばせている学校もございます。

また、厚生労働省のほうで、アルバイトを行う際に注意すべき点やトラブルがあったときの相談窓口が紹介されたリーフレットを作成しております。このリーフレットを先日全ての県立高校に配布したところでございます。

引き続き、専門家による支援や具体的な相談窓口の周知などにつきまして、校長会議などを通じまして働き掛けてまいりたいと思います。

Q．村岡委員

厚生労働省の作ったリーフレットを全県全ての学校で配ったということで、これは大事だと思いますね。ただ、そこにブラックバイトとか、そういうのがどれだけ書かれているかというのは、私は少し不十分だと思っているんです。それと、学校によっては講座の中で卒業したOBの方に

来ていただいて、実体験を語ってもらうというのも、これも非常に生徒さんには身近に感じていいんですね。そういった工夫も是非やっていただきたい、そのことも併せて指摘をしておきたいと思います。

知事に伺います。次に提案したいのは、被害を受けた若者の救済についてです。

埼玉県は、若者向け相談窓口として若者労働ほっとラインを始めたと聞きました。来年度に127万8,000円が計上されていますが、これは素晴らしいと思います。そこで、この若者労働ほっとラインをもっともっと高校生や学生の中に広げていただきたい。残念ながら、本県のホームページからでは、このほっとラインにたどり着くのが難しい。その点、ラインやツイッターを使えば若者自身によって拡散されるはずなんです。是非埼玉県として例えば、これは例えばですが、嫌だブラックバイト@埼玉などのアカウントを作って、ほっとラインの情報を流していただきたい。知事、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

A．知事

とてもいい提案だと思いますので、情報の管理等、課題がないようであれば、早速やりたいと思います。

Q．村岡委員

是非お願いします。私もこの若者労働ほっとラインを見てみようと思ったら、県のホームページ開いてそこにたどり着くまでに5回も6回もアクセスしないとたどり着かないですね。是非、そういうことで、これはやっていただきたいと思います。

次に、先日の部局別質疑の中で、県は労働相談業務を行っている団体を集めて若者労働連携

会議を行っているとの答弁がありました。事例研究を行っているとのことで、とてもいい取り組みだと思います。

京都では、この3月、京都労働局と京都府、京都市が京都ブラックバイト対策協議会を発足させました。事業者が加害者になることを防ぐ事業者向けの助言も行うそうです。これは大事な視点だと思います。知事、県内事業者への指導・助言にも対応できるよう、本県での連携会議の発展、拡充を図っていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

A．知事

確かに若者労働連絡会議のメンバーは、埼玉労働局、埼玉弁護士会、日本司法支援センター、法テラスですね、社会保険労務士会、連合埼玉、日本産業カウンセラー協会、労働委員会事務局、産業労働部が入っておりますので、かなりカバーができるというふうに思っておりますので、ブラックバイトの部分に関しての議論がどの程度ここの中でできたかと確認しておりません。もししていないとすれば、早速その部分を入れて、具体的な成果が出せるような提言をしていただきたいというふうに思います。

Q．村岡委員

事業者にもワークルールをよく知ってもらうという、ここがとても大事ですね。コンビニなどのオーナーなども、要するにロイヤリティーを含めていわゆる運営会社からものすごい縛りを受けているんですね。そのしわ寄せがバイトに行くわけで、そういう意味ではこの視点が大事なので、国のほうでは今超党派の国会議員連盟が労働者や使用者にワークルールを身に付けてもらおうとして、ワークルール教育推進法案の提出を検討していると聞きました。県として

も、同様の趣旨で例えば条例制定の検討なども視野に入れて検討すべきだと、この際指摘をしておきたいと思います。

次に移ります。

給付型奨学金についてです。

今や、学生の2.6人に1人は日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用しています。奨学生の約7割は有利子です。延滞金は年5%、滞納が3か月を超えると債権回収業者に回され、過酷な取り立てが始まります。ブラックリストにも登録されます。9か月滞納で法的措置をとられ、訴訟件数は2012年度で6,193件と激増しています。

現在、支援機構の奨学金延滞者は全国で約33万人、多くの方が低賃金の非正規雇用などで返済したくとも返済できない状況にあります。埼玉県内の女性の例ですけれども、卒業時の返済額が240万円、長時間労働で病気になり退職を余儀なくされて、返済できずに自己破産に追い込まれた例もこの県内でもあります。

こうした返済に苦しむ若者たちの状況について、知事はどのように認識をされておられるか、お答えいただきたいと思います。

A. 知事

奨学金の平均貸与額が296万円ということになっております。また、機構の利用者における延滞者のうち約33%が年収100万円未満、返還が困難な経済状況にある社会人が多いと。現在、この原因というのは、やっぱりここ20年で給与所得者の平均給与が100万円下がっている、これはもう事実としてある。2つ目は、正規と非正規の雇用が90年前後は8対2だったのが、今は6対4になっていると。3つ目は、この2つも重なって厳しい経済状況が影響して、貸与者の返還に対する意識が低い。若干モラルの面でもつらくなってきている。この3つが重

なって今日の状況になっているのではないかと、いうふうに私は思っております。この部分を解消しないと、これからも延滞者を減らすことが難しいのではないかと、いうふうに思っております。

Q. 村岡委員

今、原因について知事からもお話がありました。おおむねそうだと思いますが、奨学金を借りたがために、社会人になる際にもう数百万円から1,000万円近い借金を抱える若者が出るという今の状況ということ自体異常だと思うんですね。問題の根本に、今お話があったように家計収入の低下と学費の高騰があるのは、これはもう明白です。そこで是非、埼玉県として学生向けの給付型奨学金を創設していただきたい。高校生向け奨学金にも給付制の導入をしていただきたい。

長野県では、来年度、文系で年15万円、理系で年25万円の給付型奨学金を実施すると聞いております。知事、是非本県でも給付型奨学金の創設、御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

A. 知事

人口の多い県でございますので、一たび制度化されるとなかなか財政的に困難であります。県では少し特化した形で給付型の奨学金を大学生向けには出しております。御案内のとおり、グローバル人材育成基金を活用して給付型の奨学金制度を設けておりますし、また、医師不足解消のための医学生向けの奨学金制度を実施して、県内で医師として勤務すれば免除という形になっております。

国も、無利子奨学金の枠の拡大を現行制度の改善という形の中で検討しておられますので、

その部分もやはりしっかり受け止めていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

是非、国においてそうした部分をしっかりやっていただきたい、このように思っております。

Q．村岡委員

この支援機構の奨学金については、入り口は奨学金、出口は金融と言われているんですね。これから奨学金を借りようというときに、どうしたらいいか。それから、返済できなくなってしまったとき、裁判所から支払督促が届いてびっくりしたときですね。こうした疑問や悩みに学生や奨学金を返済している若い方がどこに相談していいかよく分からず、抱え込んでしまうケースが多いんですね。その受け皿として、本県では弁護士や司法書士などが埼玉奨学金問題ネットワークを作って無料電話相談を行っています。まずこうした相談窓口のあることを県としても是非周知徹底していただきたいんですね。この任意の団体だけでは周知が不十分なんです。行政がやればぱっと広がると思うんですね。是非これを県がやっていただきたい、周知をですね。お答えいただきたいと思います。

A．知事

いい御提案ですので、早速受け止めたいと思います。

委員長

13秒。

Q．村岡委員

頑張ってください、お願いします。